

広島県新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口派遣業務契約書（単価契約）

広島県（以下「甲」という。）と []（以下「乙」という。）とは、広島県新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口派遣業務（以下「派遣業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、次のとおり派遣業務への従事者（以下「派遣労働者」という。）を甲に派遣するものとする。

（1）業務の内容及び仕様

別紙の広島県新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口派遣業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（2）履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（3）契約保証金

免除する。

（実施の方法）

第2条 乙は、この契約書に基づき、仕様書（業務に関する説明書等を甲から受領したときは当該説明書等を含む。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（再委託等の禁止）

第3条 乙は、この契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、またはその履行を第三者に委任することはできない。

（秘密の保持）

第4条 乙は、業務の実施に際して知り得た一切の情報を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

（個人情報の保護）

第5条 乙は、派遣業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（報告及び調査）

第6条 甲は、乙の実施する業務の適正を期するため必要があるときは、その状況を調査し、報告を求め又は指示することができる。

（報告書の提出等）

第7条 乙は、当該月に係る派遣業務が完了した日の翌日から起算して10日以内に業務実施報告書を甲に提出するものとする。

2 業務実施報告書の様式は任意とするが、派遣日、派遣日ごとの派遣人数及び労働者派遣料、派遣労働者ごとの勤務時間及び業務内容、当該月の労働者派遣料総額を明らかにするものでなければならない。

3 甲は、提出を受けた日から起算して10日以内に、これを検査するものとする。

4 前項の検査に不合格となったものについては、乙は、甲の指示に基づき甲の指示する期日までに再処理の上、前項の甲の検査を受けるものとする。

5 前4項に要する経費は、乙の負担とする。

（契約料金）

第8条 甲は、金 [] 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額 [] 円を含む。）の範囲内で派遣業務の実施に要する費用（以下「派遣料」という。）を乙に支払うものとする。

2 乙は、前条の検査に合格したときは、速やかに請求書を甲に提出するものとし、甲は、適法な請求と認めたときは、当該請求書を受領した日から30日以内に乙に派遣料を支払うものとする。

3 派遣料は月額で支払うものとし、当該月に就業した派遣労働者ごとに次の(1)及び(2)により算出した額の合計とする。

なお、派遣労働者ごとに次の(1)及び(2)の当該月の総時間を計算し、分単位の端数が生じた場合は、端数が30分未満の場合は切り捨て、30分以上は切り上げたものを総時間とする。

(1) 就業日の就業時間内(休憩時間を除く。)

1人1時間当たり金 円(うち取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額金 円) × 当該月の総時間

なお、これにより得られた金額の1円未満は切り捨てる。(2)においても同様とする。

(2) 就業日の就業時間が8時間を超えるもの 25%の割増

1人1時間当たり金 円(うち取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額金 円)に1.25を乗じた金額 × 当該月の総時間

4 甲が支払期日までに乙に対して派遣料を支払わないときは、甲は、乙に支払期日の翌日から支払する日までの日数に応じて未払の派遣料につき年2.5パーセント(算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率)の割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

(就業条件の確保)

第9条 乙は、甲が派遣労働者に対し、その指揮命令下に労働を行わせることにより、労働基準法(昭和22年法律第49号)などの法令違反の生じることのないよう、時間外・休日労働協定その他所定の法令上の手続を取らなければならない。

(年次有給休暇)

第10条 乙は派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合、原則として、甲へ事前に通知しなければならない。

2 甲は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が業務の運営に相当の支障を来すときは、甲は乙に取得予定日の変更を依頼又は必要な場合の代替者の派遣を要求することができる。

(派遣労働者の交替及び補充)

第11条 甲に派遣された派遣労働者のうち、派遣業務の遂行について適正を欠くと認められる者がある場合は、甲は乙に対して、その理由を示し、当該派遣労働者の交替を要請することができる。

2 乙は、派遣労働者の病気、事故その他の事由により、派遣労働者の人数に欠員が生じるおそれがある場合は、直ちに甲にその旨を連絡するとともに、欠員が生じないよう対応し、また、欠員が生じたときは直ちにその欠員の補充を行い、派遣業務に支障が生じないようにしなければならない。

ただし、甲においてその必要がないと認める場合はこの限りでない。

(管理台帳の作成)

第12条 甲は派遣先管理台帳を、乙は派遣元管理台帳をそれぞれ作成し、派遣労働者ごとに記載するとともに適正な管理を行わなければならない。

甲は派遣先台帳を、乙は派遣元台帳を、それぞれ契約終了後も3年間保存するものとする。

(安全及び衛生)

第13条 甲及び乙は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

(派遣労働者の苦情処理)

第 14 条 労働者派遣の適正な運営及び派遣労働者の適正な勤務条件確保のため、甲及び乙はそれぞれ「苦情の申し出を受ける者」（以下「苦情担当者」という。）を置くこととし、次の者を指定する。

甲 氏名
部署
役職名
連絡先
乙 氏名
部署
役職名
連絡先

- 2 甲における苦情担当者が派遣労働者から甲に係る苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣先責任者に連絡し、派遣先責任者が中心となって、遅滞なく、誠意をもって対応し、派遣労働者に結果を知らせることとする。
- 3 乙における苦情担当者が派遣労働者から乙に係る苦情の申し出を受けたときは、直ちに派遣元責任者に連絡し、派遣元責任者が中心となって、遅滞なく、誠意をもって対応し、派遣労働者に結果を知らせることとする。
- 4 甲及び乙は、単独ではその解決が難しいと判断される苦情については、派遣先責任者及び派遣元責任者それぞれの責任において、相互に連絡調整のうえ、当該苦情について適切かつ迅速に対応し、派遣労働者に結果を知らせることとする。
- 5 甲及び乙は、両者ではその解決が難しいと判断される苦情については、相互に協議するとともに、派遣労働者に結果を知らせることとする。
- 6 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、天災地変その他やむを得ない理由があると甲が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 乙が契約の全部又は一部を履行しなかったとき。
- (2) 乙が、この契約に違反したとき。
- (3) 乙が、契約を誠実に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (4) 契約の履行につき、乙に不正の行為があったとき。

2 乙は前項の規定により契約を解除されたときは、契約期間に仕様書どおりの派遣業務を実施した場合の派遣料総額の 10 パーセントに相当する金額を、違約金として甲に支払うものとする。

第 16 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するとき、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 乙が、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処せられたとき。
- 2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に

違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に派遣料債権を譲渡したとき。
- (7) 他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第15条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置）

第18条 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置については、次の各号のとおりとする。

(1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

乙及び甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告

の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、乙及び甲の双方の責に帰すべき事由がある場合には、乙及び甲のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 19 条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 20 条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、甲が業務の未履行分に相当する派遣料として定める額につき年 14.5 パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した金額とする。

(損害の負担)

第 21 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その損害を賠償しなければならない。

2 乙の派遣労働者による行為は、甲の指示があった場合を除き、すべて乙の責任とする。

(便宜供与)

第 22 条 甲は、派遣労働者に対し、執務机、備品その他の施設等を利用することができるよう便宜供与を図るものとする。ただし、派遣労働者用の駐車場及びロッカーはないため、これらの便宜供与は行わないものとする。

(調査協力)

第 23 条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から 5 年間は、同様とする。

(関係書類の整備)

第 24 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 11 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(疑義の解決)

第 25 条 この契約に定めのない事項で必要のある場合又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(管轄の合意)

第 26 条 この契約に関する紛争については、広島地方裁判所をもって第一審の合意管轄裁判

所とする。

(特約事項)

第 27 条 甲は、履行期間にかかわらず令和 6 年度以降の本契約に係る甲の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することができるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙

(許可番号 派 -)